令和４年度政策評価結果の政策への反映状況

令　和　　6　年　　7　月

金　　融　　庁

金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

（事前評価）

表1　規制を対象として評価を実施した施策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト
（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html）参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	信用協同組合等及び特定信用協同組合代理業者の金融庁長官に届出等をした営業所等の休日に係る書面掲示規制（令和5年8月31日公表）	＜制度改正＞ 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令」が公布・施行された（令和5年11月公布、令和6年4月施行）。
2	銀行及び特定銀行代理業者の金融庁長官に届出等をした営業所等の休日に係る書面掲示規制（令和5年8月31日公表）	＜制度改正＞ 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令」が公布・施行された（令和5年11月公布、令和6年4月施行）。
3	金庫及び特定信用金庫代理業者の金融庁長官に届出等をした営業所等の休日に係る書面掲示規制（令和5年8月31日公表）	＜制度改正＞ 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令」が公布・施行された（令和5年11月公布、令和6年4月施行）。
4	金庫及び特定労働金庫代理業者の金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した営業所等の休日に係る書面掲示規制（令和5年8月31日公表）	＜制度改正＞ 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令」が公布・施行された（令和5年11月公布、令和6年4月施行）。
5	公開買付制度及び大量保有報告制度の見直し（2件）（令和6年3月14日公表）	＜制度改正＞ 規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和6年3月）。
6	資産運用の高度化・多様化に係る制度整備（4件）（令和6年3月14日公表）	＜制度改正＞ 規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和6年3月）。
7	企業価値担保権の利用の促進を図るための信託業務の整備（令和6年3月14日公表）	＜制度改正＞ 規制の事前評価を踏まえ、「事業性融資の推進等に関する

		法律案」を国会に提出した（令和6年3月）。

表2 租税特別措置を対象として評価を実施した施策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト
（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html）参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し（令和5年9月6日公表）	＜税制改正＞ 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しについて税制改正要望（令和5年8月）を行った。その結果、法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、次のいずれかの評価方法のうちその法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあっては、次の①の評価方法）により計算した金額とするほか、所要の措置が講じられることとなった。 ①原価法 ②時価法 ※なお、租税特別措置ではなく、法人税本法改正により措置されることとなった。
2	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長（令和5年9月6日公表）	＜税制改正＞ 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長について税制改正要望（令和5年8月）を行った。その結果、中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限を2年延長するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長する措置が講じられることとなった。
3	協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長（令和5年9月6日公表）	＜税制改正＞ 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長について税制改正要望（令和5年8月）を行った。その結果、預金保険法に規定する協定銀行及び承継銀行に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する措置が講じられることとなった。
4	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長（令和5年9月6日公表）	＜税制改正＞ 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長について税制改正要望（令和5年8月）を行った。その結果、本特例措置の適用期限を5年延長する措置が講じられることとなっ

		た。
5	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置（令和5年10月13日公表）	＜税制改正＞ 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置について税制改正要望（令和5年8月）を行った。その結果、対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」という。）の損金算入制度について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間を10年（原則：7年）に延長する措置が講じられることとなった。

（事後評価）

表3　一般分野の政策を対象として評価を実施した政策（実績評価方式）（令和5年8月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html）参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-1】 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（251 百万円）、政府予算に計上された（218 百万円）。※デジタル庁計上分を含む。 （金融機関等検査経費、企業データ分析を通じた金融支援等実施経費、行政手続電子化推進調査費・モニタリング支援システム、信用リスク計測参照モデル、デジタルフォレンジック等関連システム経費、企業データ分析関連経費） ＜その他の反映状況＞ 評価結果のほか、金融庁が策定した「2023 事務年度金融行政方針」（令和 5 年 8 月策定）（以下「行政方針」という。）を踏まえ、業態横断的な対応に加え、主に以下の取組を実施した。 ○　大手銀行グループについては、信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金等のニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、各行における必要な対応を促した。また、市場・流動性リスクに関しては、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促した。日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促した。政策保有株式については保有意義の検証や縮減計画の進捗等を確認した。主要行等が国境や銀信証の業態を超え

			た業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行い、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促した。その際、リスク管理の枠組みや、内部監査の高度化に向けた取組、ＩＴ・システム等の在り方について対話を行った。 ○　新形態銀行については、ＡＭＬ／ＣＦＴ、システムリスク、流動性リスク等、各リスクへの対応状況について、継続的にモニタリングを行った。銀行トップや事業親会社に対して、グループベースでの事業戦略や中長期的な成長戦略等の方向性を確認し、それらを実現する上でのガバナンスを含む経営の諸課題等について対話を行った。 ○　地域金融機関については、地域金融機関が自行の融資ポートフォリオを踏まえたより的確な信用リスクの見積りを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示を含めて、取組事例の把握・分析に努めた。 ○　証券会社については、証券会社が市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、金融仲介機能を十分に発揮することができるよう、顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促した。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行った。競争環境の変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの在り方について経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促した。グローバルな事業展開をしている大手証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な戦略・施策やその取組状況、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況に係るモニタリングを行った。 ○　保険会社については、中長期的な事業環境の変化を見据え、持続可能なビジネスモデルの構築に加え、保険会社の海外進出及び子会社の設立等が進む中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を進めることが重要であり、これらの取組の着実な進展を、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促した。金融市場の動向を踏まえ、保険会社のリスクや収益性についてフォワード・ルッキングな分析を行い、資産運用の状況を含めた財務の健全性に係るモニタリングを行った。自然災害への対応については、各社の取組へのモニタリングを継続し、自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮していくため、損害保険会社に対して、統合的リスク管理（ＥＲＭ）の高度化、顧客ニー

			ズやリスク実態等を踏まえた補償内容・保険料率の見直し、防災・減災のサポート等に向けた対応を促した。 ○　少額短期保険業者については、財務局と連携し、監督指針の見直しを踏まえたモニタリングの高度化を進めた。さらに、少額短期保険業者に対し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促した。 ○　日本郵政グループについては、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等に係る取組状況について対話を行った。
2	【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-2】 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和6年度予算要求（金融危機管理経費）を行い（75 百万円）、政府予算に計上された（75 百万円）。 ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和6年度機構・定員要求を行った。 ○　保険会社に対する新規制の導入を踏まえた監督体制の整備：保険モニタリング室長1名、課長補佐2名、係長2名 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○　国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等 ・平成 29 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、残る告示改正等の制度整備を着実に進めた。また、バーゼルⅢの実施に伴う承認事項等について、審査・モニタリングを適切に実施した。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、ＩＡＩＳ（保険監督者国際機構）から公表されたＩＣＳ Ｖｅｒ2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」の内容を踏まえ、新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況等を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めた。 ・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努めた。

			○　円滑な破綻処理のための態勢整備 ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行った。
3	【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-3】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（82 百万円）、政府予算に計上（50 百万円）された。 （金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費、関係機関等との連携強化に必要な経費、地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費、金融仲介の改善に向けた検討会議の開催に必要な経費、事業者支援のための地域金融人材の能力向上に必要な経費、地域金融機関における地域企業向け支援の高度化に必要な経費、地域金融・事業再生シニアアドバイザーに必要な経費） ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和6年度機構・定員要求を行った。 ○　事業者支援の推進のための金融機関の事業性融資業務に対するモニタリング体制整備：課長補佐1名、係長1名 ＜法令・制度の整備・改正＞ 評価結果を踏まえ、以下の関係法令の整備を実施した。 ○　不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資が行われるよう、事業者の知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度（企業価値担保権）の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律案」を国会に提出した（令和6年3月）。 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○　金融機関への事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施等を通じて、事業者支援の具体的な取組状況を定性的・定量的側面から確認し、支援を行う上での隘路や課題を把握することにより、事業者の実情に応じた支援の徹底を促した。また、重点的なヒアリング等を通じて把握した隘路や課題については、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行った。 ○　金融サービス利用者相談室で受け付けた相談（「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」等）のうち、相談者の同意を得られたものについては、金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めた。 ○　また、令和5年11月、金融機関に対し、民間金融機関に

			よる実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、一歩先を見据えて取り組むよう要請を発出した。 ○　令和6年1月、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、一歩先を見据えて取り組むよう促していくため、監督指針の改正を行った。（改正後の監督指針は令和6年4月から適用開始） ○　財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促した。 ○　モニタリングにおけるガバナンスと人的資本に着目したアプローチを重点的に活用した。具体的には、地域銀行におけるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成への取組状況について経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進した。その際、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認した。 ○　持続的な価値創造を支える基盤は地域金融機関の人的資本であることを踏まえ、各層の役職員との対話を通じて、地域金融機関の人的投資や人材育成の取組を促した。 ○　独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行った。 ○　国内外の金融経済情勢、とりわけ我が国の金融政策・金利動向を注視するとともに、市況の変化や大口与信先の状況等が各行の期間収益や健全性に与える影響、各行の対応を把握し、必要な改善を早め早めに促した。 ○　大きな市場変動等に際して、迅速な対応が図られるよう、各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢、一部金融機関で増加が見られるＬＢＯローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、モニタリングを実施した。 ○　こうしたモニタリングに際しては、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用した。また、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促した。

			○　地域銀行や地域銀行グループが行うリスク性金融商品の販売に関し、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等の顧客本位の業務運営に関する論点に加え、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施した。 ○　原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等がある中で、財務局とともに、協同組織金融機関において、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援など、事業者の実情に応じた支援が行われているか確認した。また、政府の各種支援策等の一層の活用促進のため、関係省庁と連携した施策の周知、浸透を図った。 ○　協同組織金融機関において、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立することが重要である。このため、財務局とともに、それぞれの規模・特性や、地域の人口動向や他の金融機関の状況といった環境を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、新規業務や中央機関のサポートの活用等を促した。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進めた。さらに、引き続き、理事長のほか、営業店・人事部門等との対話を通じて、中長期的な観点を含めた人的投資や人材育成の取組も促した。 ○　国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、財務局とともに、協同組織金融機関において、リスクテイクの状況に応じた適切な内部管理態勢を整備しているかなど、リスク管理態勢の状況等について信用リスク・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認した。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある協同組織金融機関に対しては、早期警戒制度の枠組み等に基づいて、先々を見据えた早め早めの取組を促した。 ○　中央機関については、対話を通じて、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営や業務のサポートといった役割の発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、様々な事業者支援施策の推進など、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促した。 ○　デジタル化支援を含めた改正銀行法の活用に係る金融機関からの事前相談がある場合は、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを行い、迅速に対応した。 ○　「経営者保証改革プログラム」の実行推進のため、以下

			の対応を実施した。 ① 令和5年4月に改正した監督指針に基づき、金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数を把握 ・「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合と、有保証融資で適切な説明を行い、記録した割合の合計値（速報値）」（令和5年度上期）を令和5年12月に公表した。 ② 金融機関における「経営者保証に関するガイドラインの浸透・定着向けた取組方針」の公表状況等の把握 ・金融機関の「経営者保証に関するガイドラインの浸透・定着向けた取組方針」の公表状況を確認した。 ③ 「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声への対応 ・「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等を踏まえ、不適切な事案等を業界との意見交換の場で還元し、一層の態勢整備を金融機関に要請した。 ○ 「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）が整備した大企業人材と地域企業を地域金融機関の仲介でつなぐプラットフォーム「ＲＥＶＩＣａｒｅｅｒ（レビキャリ）」を活用した地域企業に対する給付金の給付要件の拡充等を通じて、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形でのマッチングを推進した。また、大企業人材向けの研修・ワークショップのコンテンツの充実及びＳＮＳを活用した周知・広報の強化により、登録人材の拡充に取り組んだ。 ○ 成長に時間を要するスタートアップを念頭に、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するための要件緩和に向けた検討を行った。 ○ 「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介機能の発揮に向け、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施した。 ○ 令和5年10月、事業再生ガイドラインの金融機関による積極的な活用に向けた取組を促すため、中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集を公表した。 ○ 令和5年11月、廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化するべく、「廃業時の『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）を改定した。 ○ 令和5年12月、基本的考え方の改定の背景等について、保証債務整理の整理に携わる弁護士に周知する観点から、

			日本弁護士連合会宛てに経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づく保証債務整理の更なる浸透・周知に関する依頼文を発出した。 ○　令和5年12月、早期相談の重要性等を経営者に広く周知するため、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理に関するパンフレットを作成・公表した。また、パンフレットを事業者団体、裁判所、弁護士等に送付し周知した。 ○　令和6年1月、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理手続きを促進するため、「保証人の自己破産回避に向けた事例」を公表した。 ○　全国銀行協会が事務局の研究会において、令和6年1月、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「事業再生ガイドライン」という。）を改定し、経営改善・事業再生支援に向けたより一段高い対応を促進するべく、中小企業者・金融機関等の役割を明確化するとともに、地方における事業再生の担い手を育成・拡充するべく、事業再生ガイドラインを活用した案件に関与する専門家(弁護士等）の補佐人の選定要件を緩和した。(改定後の事業再生ガイドラインは令和6年4月から適用開始) ○　事業者支援ノウハウ共有サイトにおいて、事業者支援に関するノウハウの効果的・効率的な共有に向けた取組を継続して実施した。また、各地域で開催されている意見交換会等に職員を講師として派遣するなど、継続して各地域における事業者支援の取組を後押しした。 ○　地域金融機関が取引先の経営改善支援の必要性に応じた優先順位付けを行う際に活用し得るＡＩモデルについて、追加的なデータや分析手法を用いた更なる高度化の取組を進めた。また、一部の地域金融機関におけるＡＩモデルの実務適用の試行を通じて、適用に際しての課題やその解決策等を把握し、他の金融機関等での活用に資する普及策の検討を行った。 ○　金融機関の現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に着手できるよう、令和4年度に取りまとめた「業種別支援の着眼点」に、新たな業種の着眼点を追加するとともに、各地での「業種別支援の着眼点」を用いた勉強会等の開催を通じて、着眼点の普及促進に取り組んだ。 ○　事業者の経営改善支援や事業再生支援等について、地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブとの整合性の観点から、事業者支援をめぐる課題を調査・分析し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進めた。

			○　金融機能強化法（「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」含む。）に基づき、資本参加の申請を受けた場合は、「経営強化計画」等について、金融仲介の取組方針・各種施策の実行性及び収益化の実現性等の観点から検証・評価を行った。また、同法に基づき、「資金交付制度」の活用申請を受けた場合は、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性等の観点から検証・評価を行った。 ○　金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表した。 ○　早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表した。 ○　様々な地域の関係者から寄せられる相談に対して、地域の産学官金等の関係者とともに具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」等を通じて、課題解決支援に取り組んだ。 ○　財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」について、事業者支援に関する重点的なヒアリング等により把握した課題等を踏まえながら、経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、取組を発展させた。
4	【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-1】 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（1,203 百万円）、政府予算に計上された（161 百万円）。 （金融税制調査等経費、資産形成の意義に係る広報イベント等経費、ＮＩＳＡ普及施策のためのパンフレット等作成経費、金融知識等普及施策奨励経費、金融経済教育推進機構に必要な経費） ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和 6 年度機構・定員要求を行った。 ○　金融経済教育や家計の安定的な資産形成の推進のための体制整備：室長 1 名、課長補佐 1 名、係長 1 名、係員 1 名 ＜制度改正＞

			評価結果を踏まえ、以下の法令・制度の整備・改正を実施した。 ○　官民一体となった金融経済教育を総合的に実施するための中立的な組織（以下「金融経済教育推進機構」という。）の設立、金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が第212回国会において成立した。同法に基づく金融経済教育推進機構の設立等に向け、関連の政令・内閣府令等の整備を行った（令和6年2月施行）。 障害者差別解消法の改正等に伴い、金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を改正した（令和5年12月）。 ○　金融機関変更に伴う通知書について、書面の交付・添付に代えて、電磁的方法により当該通知書に記載すべき事項の提供等ができる等のＮＩＳＡの利便性向上等のための措置が、令和6年度税制改正の大綱に盛り込まれた。 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。 ○　国民の安定的な資産形成の促進 ・新しいＮＩＳＡ制度の開始（令和6年1月）に合わせ、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促した。 ・ＮＩＳＡ特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し、幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の改訂、新しいＮＩＳＡを含む安定的な資産形成を目的としたイベント・セミナーの開催等を実施した。 ・金融機関によるＮＩＳＡ口座の「成長投資枠」を使用した回転売買の勧誘行為を防止する観点から、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行った。 ○　金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備 ・第212回国会において成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）に基づき、「金融経済教育推進機構」を令和6年4月に設立し、同年8月に本格稼働させるべく、取組を進めた。 ・関係省庁や地方公共団体・民間団体等と連携し、国全体として資産形成に必要な施策を推進するため、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を策定した。

			○　金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着 　金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下の取組を実施した。 ・「取組方針」等に関する報告に基づき、「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表した。また、投資信託・外貨建保険の共通ＫＰＩに関する報告についても、その計数をとりまとめ、分析結果を公表した。 ・金融機関との対話を通じて「取組方針」等の質の向上を図るとともに、同方針等を通じて経営陣から営業現場までが顧客本位の考え方や認識を共有し、営業現場が「取組方針」に基づき実践しているかについてモニタリングを行った。 ・金融機関における顧客本位の業務運営の取組の一層の定着・底上げに向けて、仕組債や外貨建一時払保険を含むリスク性金融商品の販売・管理態勢等についてモニタリングを行った。 ・顧客の最善の利益を追求するなど、「資産所得倍増プラン」を後押しするような工夫ある取組等を通じて、将来を見据えた中長期的なリテールビジネス戦略を踏まえて、持続可能なビジネスモデルが構築できているかについて金融機関と対話を行った。 ・外貨建保険の販売等については、保険会社や金融機関代理店との対話やアンケート調査の実施等を通じて、特にアフターフォローの充実に関する取組など、苦情抑制に向けた更なる取組が図られているか等のフォローアップを行った。 ○　顧客に寄り添った利用者サービス ・金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促したほか、障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めた。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促した。認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機

			関及び業界団体との対話を行い、更なる取組を支援した。 金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知を行った。 ・外国人の口座開設等の金融サービス利用について、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」等に基づき、以下の取組を実施した。 ✓ 金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスにおける利便性向上及びマネーローンダリングや口座売買等の犯罪への関与防止等に係る周知活動を実施した。 ✓ 「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、いわゆるスタートアップビザを取得した外国人起業家による銀行口座開設に関する金融機関への要請等に関して、関係省庁による実態把握等も活用しつつ、引き続きフォローを実施した。 ✓ 金融機関における在留期間管理等の対応等のマネロン対策等における適切な外国人顧客管理について、金融サービス提供の適切性・利便性向上に配慮した上で引き続き、関係省庁と共に検討を行った。 ・利用者の利便性向上の観点から、金融機関へのこれまでの調査結果を踏まえ、金融機関に対して旧姓名義による口座開設等に向けた適切な対応を促すための検討を行った。 ○ 資産運用立国の実現 ・「成長と分配の好循環」を実現するため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行った。【参照（施策Ⅲ-1）】
5	【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2】 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和6年度予算要求（要求内容は以下）を行い（38百万円）、政府予算に計上された（33百万円）。※デジタル庁計上分を含む。 （金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費、貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費、貸金業務取扱主任者登録に必要な経費、貸付自粛制度の推進に必要な経費、若年層向けの過剰借入・ヤミ金融の注意喚起に係る広報経費、金融庁ウェブサイトシステム（貸金業者情報検索サービス経費）） ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。

			○　預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促した。 ○　保険会社については、昨今の不適切事案について、立入検査等を行った結果、ガバナンスや法令等遵守態勢等に問題が認められたため、保険業法に基づく業務改善命令等を発出した。加えて、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた損害保険業界における取組を促した。また、生命保険協会と連携しつつ、営業職員管理態勢の高度化に向けたフォローアップを行った。あわせて、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行った。 ○　ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、新規業務・新商品のサービス提供を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話した。 ○　暗号資産交換業者については、暗号資産交換業者における態勢整備として、暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施した。また、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促した。 ○　資金移動業者については、新しい種別の資金移動業の創設を踏まえ、既存の種別も含め、登録審査及び業務実施計画の認可審査について、引き続き、手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行った。 ○　前払式支払手段発行者については、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行った。 ○　金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関の業務運営態勢の深化及びオンラインの活用も含めた利用者利便に一層資する取組を促した。 ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ＡＤＲ連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組んだ。

			○　多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施した。 ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップした。 ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めた。 ・貸金業の利用者についての実態把握を行った。 ○　振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供等 ・金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。 ・預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ・振り込め詐欺救済法の円滑な実施を図るため、同法に基づく返金制度や犯罪被害者等支援事業について周知を行った。 ○　偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ ・インターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期ごとに当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表した（令和6年2月）。 ・特に、フィッシング詐欺による預金の不正引出しが急増していることを踏まえ、業界団体との意見交換会において、預金取扱金融機関に対し被害防止対策の検討・実施を要請するとともに、警察庁と連携し、不正送金の主な手口や注意点に関する注意喚起を行った。

			○　多重債務問題等への対応 ・多重債務者発生防止のため、関係機関との連携を強化し、コロナ後の動向も踏まえ各種の取組を進めた。特に、近年広がりを見せている様々な形態の取引（ＳＮＳ個人間融資、偽装ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化・先払い買取現金化等）について、注意喚起等の取組を行った。 ○　成年年齢引下げへの対応 ・若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないよう、コロナ後の動向も踏まえ業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、ＳＮＳ等を通じ、若年者を対象とした過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を行った。 ○　無登録業者等に対する適切な対応 ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対して、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携した。また、無登録で金融商品取引業を行っていた者33先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。さらに、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）において、上記公表内容のほか詐欺的な投資勧誘等に関する情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行った。加えて、無登録で金融商品取引業を行っていた者や無届けで有価証券の募集等を行っていた者に係る裁判所への禁止命令等申立てを1件実施するとともに、当該事案について公表する際に、一般投資家向けの注意喚起情報を併せて掲載するなど、情報発信を強化した。
6	【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-1】 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（156 百万円）、政府予算に計上された（136 百万円）。※デジタル庁計上分を含む。 （ヘルスケアリート等の普及促進のために必要な経費、コーポレートガバナンスの推進に係る事業費、英語発信力強化のための経費、資産運用業の高度化事業経費、フィンテックに関する相談業務に係る経費、国際金融都市の確立に向けた外資系投資運用事業者等の受入れに係る環境整備経費、店頭デリバティブ取引情報報告・蓄積システム、参入海外金融事業者向け情報発信事業） ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおりの令和 6 年度機構・定員要求を行った。

			○　コーポレートガバナンス改革のアクション･プログラムの実施等に向けた体制整備:課長補佐１名、係長１名 ＜法令・制度の整備・改正＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令・制度の整備・改正を実施した。 ○　非上場の特定投資家向け有価証券について､私設取引システム（ＰＴＳ）での取扱いを解禁する（政令改正：令和５年７月施行）等の環境整備を実施した。 ○　取引情報報告の拡充（令和６年４月）に向けて、報告項目の定義等について明確化を図るため､ガイドラインの一部を改正した（改正後のガイドラインは令和６年４月から適用開始)。 ○　ＩＰＯプロセスにおける既存株主等の口座情報を求める際の､通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずる「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」を成立させた（令和５年11月公布)。 ○　企業と投資家の建設的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の対象明確化や資本市場の透明性･公正性の確保を目的とする公開買付制度の対象取引の拡大等の措置を講ずる｢金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和６年３月)。 ○　企業･株主間のガバナンスに関する合意などの「重要な契約」について､開示すべき契約の類型や求められる開示内容の明確化を図るため､「企業内容等の開示に関する内閣府令」を公布した（令和５年12月公布)。 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○　「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（令和５年４月公表）を踏まえ、①収益性と成長性を意識した経営の促進､②サステナビリティを意識した経営の促進等の取組を進めた。 ①に関連し、東証より、令和５年３月に、ＰＢＲ（株価純資産倍率）等の市場評価や、ＲＯＥ（自己資本利益率）等の資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応を要請。令和５年10月にも再周知を行い、令和６年１月より要請に基づき開示を行った企業の一覧を公表。 ②に関連し、女性役員比率の向上に向け､「女性版骨太の方針 2023」を踏まえ、東証の上場規程を改訂し、具体的な目標を盛り込んだ（令和５年10月施行)。 ○　改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（令和５年

			1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表した（令和5年12月公表、令和6年3月最終更新）。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施した。記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、その結果等を公表した（令和6年3月公表）。 ○　資産運用立国に関する政策プランの検討と並行して、資産運用に関する制度的な枠組み等を検討するために金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の下に「資産運用に関するタスクフォース」を設置し、集中的・専門的に検討を実施した。検討の結果、以下の施策等が提言された（「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース 報告書」令和5年12月公表）。 ・資産運用業の高度化 ✓　大手金融機関グループにおける傘下資産運用会社等の運用力向上・ガバナンス改善・体制強化等のためのプランの策定・公表 ✓　ミドル・バックオフィス業務を受託する事業者に任意の登録制度を創設 ✓　投資運用業における運用権限の全部委託を禁止する規制の見直し ✓　新興運用業者促進プログラム（日本版ＥＭＰ） ・成長資金の供給と運用対象の多様化 ✓　投資型クラウドファンディングにおける企業の発行総額上限の引上げ及び投資家の投資上限の柔軟化 ✓　プロ投資家を対象とした非上場有価証券の仲介業務の参入要件の緩和 ✓　非上場有価証券のみを扱うＰＴＳ業務の参入要件の緩和 ○　大手金融機関グループ等に対し、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けのほか、運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請した。また、金融庁ホームページにおいて各社の取組状況を一覧化したページを開設した（令和6年1月）。 ○　新興運用業者促進プログラム（日本版ＥＭＰ）について、令和5年12月及び令和6年1月に開催された金融機関との意見交換会等を通じて、銀行や保険会社等の金融機関に対して新興運用業者を積極的に活用した運用を行うこと

			等を要請した。 ○　東京証券取引所の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」にオブザーバー参加し、上場会社の企業価値向上に向けた施策の進捗状況やグロース市場の機能発揮等に係る議論を行い、必要な措置について検討を行った。 ○　東京証券取引所における立会時間の延伸の決定（令和5年9月）に際し、東京証券取引所と関係者間の連携を適切にフォローした。 ○　ＰＴＳの売買高上限の緩和等に係る論点の整理を踏まえ、必要な措置を検討した。 ○　危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加（令和5年4月から令和6年3月の間に13回参加）し、外国清算機関の母国当局との連携を強化した。 ○　拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、英語でのワンストップ対応による業登録が 16 件完了した（令和5年4月～令和6年3月の件数）。 ○　縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的とした支援事業を実施中であり、英語での業登録が10件完了した（令和5年4月～令和6年3月の件数）。 ○　国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツ拡充や海外主要メディアを活用した広報を実施した。また、海外出張先における現地金融事業者との面会やイベントでの登壇、「Ｊａｐａｎ　Ｗｅｅｋｓ」を含むイベント開催等、積極的にプロモーション活動を実施した。 ○　内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、関係事業者や投資家等と連携しつつ立ち上げることとし、そのための準備委員会を令和5年12月に設立した。 ○　ＴＯＲＦについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたＱＵＩＣＫベンチマークスによる取組をフォローアップした。 ○　ＴＩＢＯＲについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による取組をフォローアップした。特にユーロ円ＴＩＢＯＲについて、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関が令和5年12月に公表した「ユーロ円ＴＩＢＯＲを参照する商品の『新規取引の停止時期』に関して寄せられたご意見」に示された、市中協議の中で最も多く寄せられた回答を踏まえ、令和6年12月末でユーロ円ＴＩＢＯＲが恒久的に公表停止となる場合には、遅くとも令和6年6月末までにユーロ円ＴＩＢＯＲを参照する

			商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを公表した。また、令和6年3月、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関が「ユーロ円ＴＩＢＯＲの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」の結果に基づき、令和6年12月末でのユーロ円ＴＩＢＯＲの恒久的な公表停止を決定したことを踏まえ、市場参加者による時間軸を意識した適切な移行対応を促すアナウンスを公表した。 特定金融指標であるＴＩＢＯＲ及びＴＯＲＦの欧州域内利用に関して、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続した。
7	【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-2】 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（715 百万円）、政府予算に計上された（713 百万円）。※デジタル庁計上分を含む。 （企業財務諸制度調査等経費、懲戒処分経費、課徴金制度関係経費（公認会計士法）、試験実施経費、公認会計士等検査経費、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム） ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおりの令和6年度機構・定員要求を行った。 ○　公認会計士試験の運営体制の拡充：試験第三係長１名、係員１名 ＜法令・制度の整備・改正＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令・制度の整備・改正を実施した。 ○　令和5年11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の整備等を行った（令和6年3月公布）。 ○　企業会計審議会において「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表した（令和5年4月）。これに伴い関係府令等を整備（令和5年6月公布）するとともに、その円滑な適用に向けて情報発信等を行った。 ○　令和 5 年 9 月から企業会計審議会監査部会を開催し、四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る必要な対応について議論を行い、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」を公表した（令和5年12月）。パブリックコメントを踏まえ、所要の改正を行い、企業会

			計審議会において「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を公表した（令和６年３月）。 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○　サステナビリティ基準委員会（ＳＳＢＪ）の法令上の位置づけなどについて、関係者の意見を聞きながら検討を開始した。 ○　国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）のサステナビリティ開示基準設定に対し、ＳＳＢＪ等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めた。具体的には、今後、ＩＳＳＢが検討を行う予定の気候以外のサステナビリティ項目の基準設定においては、人的資本に対するサステナビリティ開示基準の設定など、我が国の意見が反映されるよう、ＩＳＳＢの次期優先アジェンダを決定するための情報要請の市中協議において、コメントレターを提出する等、ＩＳＳＢに積極的に働きかけた。 ○　サステナビリティ情報に対する第三者による保証について、国際的な基準開発の議論が進む中、我が国関係者と連携して、国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会（ＩＡＡＳＢ）に対して、ＩＡＡＳＢ副議長らを招いたＩＡＡＳＢの国際サステナビリティ保証基準に関する地域ラウンドテーブルの開催等を通じた意見発信を行った。また、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた国内の保証のあり方についても、国際的な議論を踏まえた検討を開始した。 ○　改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（令和５年１月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表した（令和５年 12 月公表、令和６年３月最終更新）。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施した。記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、その結果等を公表した（令和６年３月公表）。 ○　令和５年１月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正によって、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたことに伴い、「2024 年版ＥＤＩＮＥＴタクソノミ」を開発し、令和５年

			12 月に公表した。改正金融商品取引法の施行に向け、四半期報告書の廃止、半期報告書や臨時報告書等の公衆縦覧期間の延長等に対応するため、ＥＤＩＮＥＴにおける書類の提出機能や閲覧機能の改修作業を進めている。なお、システムの稼働状況（令和５年４月から令和６年２月末時点まで）については、目標である稼働率 99.9%以上を維持している。 ○　財務会計基準機構、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、ＩＦＲＳへの移行を容易にするための取組を進めた。 ○　国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）等において、国際的にのれんの会計処理の議論が進んでいるところ、ＩＡＳＢの議長・副議長が来日した機会を捉え面会を実施し、「ｔｏｏ ｌｉｔｔｌｅ ｔｏｏ ｌａｔｅ」問題への対応の重要性を訴える等、我が国の考え方をＩＦＲＳに反映する努力を継続した。 ○　金融商品会計基準やリース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたＡＳＢＪの取組をサポートした。 ○　上場会社等の監査に係る登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法の施行（令和５年４月）を踏まえ、上場会社等監査の担い手全体の監査品質の向上に向けて取り組んだ。また、上記登録制度への移行に係る経過措置期間が令和６年９月末までであることを踏まえ、日本公認会計士協会による、監査人の登録審査、監査の品質管理のレビュー、中小監査事務所の体制整備の支援等の取組を後押しした。 ○　品質管理レビューの実効性確保については、審査会及び日本公認会計士協会の実務者による協議を通じて検討を進めた。 ○　監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）の議長国及び代表理事国というＩＦＩＡＲの組織運営に責任を有する立場から、グローバルな監査品質の向上のための議論を主導した。具体的には、新規課題全般に関する意見交換をＩＦＩＡＲ内で機動的に実施できる体制を構築し、監査専門職の魅力向上等について議論を実施したほか、メンバー間で関心が高いサステナビリティについては、サステナビリティの保証に係るＩＦＩＡＲ内の議論・対応を牽引した。こうした取組の中で、様々なステークホルダーとの積極的な対話等によるＩＦＩＡＲの対外的コミュニケーションの強化を牽引した。また、更なるメンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとするＩＦＩＡＲ未加盟の監査監督当局

			に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行った（令和５年 11 月にはインド、令和６年１月にはアブダビグローバルマーケットが加盟）。事務局のホスト国としては、ＩＦＩＡＲへの一貫した支援を継続したほか、「日本ＩＦＩＡＲネットワーク」等を通じ、ＩＦＩＡＲにおける議論について国内の関係者へ広く発信した。また、日本の監査監督当局として、ＩＦＩＡＲ加盟国を含む各国の監査監督当局と一層の連携強化を行ったほか、大阪で開催予定である第24回ＩＦＩＡＲ本会合（令和６年４月）の準備も進めた。 ○　監査法人等に対するモニタリングにおいては、「令和５事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（令和５年７月公表）に基づき、監査法人等の業務管理態勢・品質管理態勢の実効性に重点を置いたモニタリングを実施した。なお、モニタリングの実施に際しては、監査調書の電子化等の状況を踏まえて、検査資料の閲覧をリモートで行うなど、効率的なモニタリングの実施に務めた。 大規模監査法人については、モニタリング（検査と検査以外のモニタリング）を通じて改訂品質管理基準等の適用状況について確認するとともに、これらの状況を踏まえて、モニタリングの内容の見直しについて検討を進めた。また、上場会社監査の担い手として中小監査事務所の役割が増大していることに鑑み、比較的大規模な中小監査事務所の経営層との対話（意見交換会）を実施（令和６年３月実施）した。 ○　公認会計士試験の運営において、受験者の急増に伴い、財務局等と連携し試験場や試験実施に必要な人員の確保を行った。また、採点負担軽減のため試験委員の増員を行うとともに、デジタル採点の検討を行った。また、オンラインによる願書提出が定着し、受験者の 95%がインターネットによる出願を行うようになったところ、令和７年試験からの完全オンライン化に向け調達手続きを進めた。さらに、短答式試験及び論文式試験における風水害や地震などの自然災害、北朝鮮のミサイル発射などに係るＢＣＰについてあらかじめ検討、対応方針を財務局等と連携した。加えて、論文式試験の採点前答案用紙等の開示請求が増加していることに伴い、開示請求者の負担軽減・利便性の向上及び行政事務の改善・効率化のため、論文式試験にて答案用紙を提出した受験者全員に対し、開示請求がなくとも採点前答案用紙等を郵送することとした。 令和5年7月以降、審査会会長・委員による大学生向けの講演を行った（10先）。
8	【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-3】	引き続き	＜予算要求＞

	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	推進	評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（553 百万円）、政府予算に計上された（367 百万円）。※デジタル庁計上分を含む。 （課徴金制度関係経費（金融商品取引法）、証券取引等監視委員会一般事務費、検査等一般事務費、証券取引等監視経費（犯則調査経費）、証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）、証券取引等監視経費（証券取引審査経費）、情報収集・分析態勢強化経費、市場監視ＤＦシステム、インターネット巡回監視システム、市場監視総合システム） ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和 6 年度機構・定員要求を行った。 ○　市場監視業務の高度化・効率化に向けたデジタル化を推進するための体制整備：デジタル変革戦略室 ○　大量保有報告書・公開買付届出書等の虚偽記載や不提出事案の開示検査体制の強化：主任証券調査官 1 名、証券調査官 2 名 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○　市場監視に係る取組 ・証券監視委の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集した。 ・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用した。 ・市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見につなげた。取引所等から提供される膨大なデータも活用しながら、高速取引行為者等による取引の実態把握・分析を行った。 ・市場区分の見直しの経過措置終了や四半期開示の見直しといった市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場会社による開示の充実に向けた取組等へ的確に対応した。 ・金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めた。問題が認められた場合、事案の全体像の把握や根本原因の究明により、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげた。具体的には、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビ

			ジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況等について業態横断的に検証を行った。 ・課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明した。また、事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげた。 ・クロスボーダーの法令違反行為等に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行った。 ・違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応した。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行った。 ・顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てなど、投資者被害事案に対して積極的に取り組んだ。また、投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させた。 ・証券監視委として過去に勧告・告発等を行った類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応した。 ・意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図る観点から、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行った。 ・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進するための取組を行った。 ・市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め、意思疎通を十分に確

			保し、一体的な業務運営を図った。
9	【横断的施策1】 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（98 百万円）、政府予算に計上された（80 百万円）。 （アカデミアとの連携強化に必要な経費、ブロックチェーン／Ｗｅｂ3.0 の推進に向けた共同研究経費、「ＦＩＮ／ＳＵＭ」及び「ＪＡＰＡＮ　Ｆｉｎｔｅｃｈ　Ｗｅｅｋ」開催経費、フィンテックに関する相談業務に係る経費） ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和6年度機構・定員要求を行った。 ○　海外フィンテック事業者の日本進出支援プログラムの拡充に対応するための体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○　金融サービスのデジタル化へ対応するための体制整備:室長1名、課長補佐1名、係長1名 ＜法令・制度の整備・改正＞ 評価結果を踏まえ、以下の法令等の整備・改正を実施した。 ○　期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産について、一定の要件を満たす発行体以外の第三者が保有するものについて、期末時価評価課税の対象外とすることとされた（令和6年3月改正税法成立）。 ○　セキュリティトークンに関しては、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用等の適用対象に、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する社債等であって、金融商品取引業者等により一定の方法で管理されるものの利子等を追加することとされた（令和6年3月改正税法成立）。これに併せて、一定の方法に係る具体的な要件を定める金融庁告示を制定した。 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。 ○　フィンテックの推進に向けた取組 ・新たな金融サービスの育成・普及に向けて、ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクやＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブ等を通じて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続した。 ・海外フィンテック事業者の日本市場進出支援に向けた取組の強化のため、海外フィンテックイベントへ参加し、日本市場進出に伴う開業規制等の相談受付等を実施した。 ・ミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行った。 ・金融機関の一層のデジタル化・ＤＸを支援すべく、国内外

			のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、検査等を通じたＩＴガバナンスの向上に向けた対話等を行った。 ・賃金のデジタル払いに関して、労働基準法施行規則に基づく指定の意向を持つ資金移動業者に対して、取扱件数・金額の増加等に伴うリスクの特定・評価を適切に実施しているかなどの態勢整備の状況について、モニタリングを実施した。 ・金融サービス仲介業について、利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、制度内容の周知等に取り組んだ。 ・我が国のフィンテックの魅力を世界に向けてアピールするとともに、国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会を創出するため、「ＦＩＮ／ＳＵＭ」の更なる国際化を行った。加えて、ＦＩＮ／ＳＵＭを中心に複数のサイドイベントから成る「Ｊａｐａｎ　Ｆｉｎｔｅｃｈ　Ｗｅｅｋ」を令和６年３月に開催した。 ・フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握し、きめ細やかな支援に繋げるため、面談やカンファレンス参加等を通じて国内外のフィンテック事業者や金融機関、ソリューションプロバイダー等から情報を収集した。 ・ミートアップ等の取組を継続し、国内外の事業者とのコミュニケーションを強化することにより、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を行った。 ・国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携強化を行った。 ・分散型金融システムの健全な発展に向けて、ＢＧＩＮの活動への積極的な貢献やブロックチェーン・ラウンドテーブル等の取組を行った。 ○　Ｗｅｂ3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組 ・Ｗｅｂ3.0 等のイノベーションの推進に向けた政府全体の議論に貢献し、金融面からの支援を行った。 ・ステーブルコイン（電子決済手段等）の円滑な発行・流通に向けた環境整備を実施している。 ・暗号資産交換業者が、ＩＣＯ／ＩＥＯを含む本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会において、更なる改善策を検討し取り組むことを促した。 ・暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向け、令和５

			年 9 月に日本公認会計士協会及び日本暗号資産ビジネス協会等がそれぞれガイドラインを策定・公表した。本ガイドラインが実務に浸透するよう、各協会が実施した周知活動等の取組を後押しした。 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（令和 5 年 12 月）を踏まえ、セキュリティトークンを含めて、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運営業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業者の登録により行えることとする旨の改正を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和 6 年 3 月）。 ・早期に暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、「ＩＭＦ－ＦＳＢ統合文書：暗号資産に関する政策」（令和 5 年 9 月公表）の取りまとめに向けた議論やその後のG20 やＦＳＢにおける国際的な政策対応に貢献した。また、暗号資産・ステーブルコインが国境を越えて取引がなされていることを踏まえ、各国当局との連携を強化した。 ・「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、引き続き、金融のデジタル化の動きを踏まえ、その対応への在り方等について検討を行った。 ・ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン／Ｗｅｂ3.0 領域での健全なビジネスの発展等に貢献した。 ・ＣＢＤＣについて、日本銀行におけるパイロット実験や財務省における有識者会議等の議論が行われ、金融庁としても、金融システムに与える影響等の観点から、この検討に貢献した。 ○　決済インフラの高度化・効率化等 ・全銀システムや多頻度小口決済サービスへの参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、引き続き利便性と安全性の両立が図られるよう、関係者との対話を実施した。 ・次期全銀システムに関しては、令和 5 年 10 月に発生した現行全銀システムでのシステム障害に対する対応を優先し、全銀ネット等における原因分析・再発防止策等を確認し、必要な対応を実施した。加えて、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」等の幅広い関係者に

			よる検討に引き続き参画し、安全性・柔軟性・利便性の確保を含む「次期全銀システム基本方針」の具体化に向けた議論に貢献した。 ・金融機関の取引先企業のＤＸや生産性向上の観点から、ＤＩ－ＺＥＤＩや金融ＧＩＦ（政府相互運用性フレームワーク）に対応する会計ソフト等の開発・普及といった、請求・決済分野のデータ連携の取組を官民一体となって推進した。加えて、請求・決済分野のデータ連携の取組に係る金融機関向け説明会を、関係者とともに実施した。 ・「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」（事務局：全国銀行協会）において金融機関の手形・小切手の電子化に向けた対応状況を把握するとともに、他省庁や金融機関関係団体と連携し、金融界の自主行動計画の着実な進展を後押しした。 ・法人インターネットバンキングの利用実態やニーズ等の現状把握のため、利用率に関するフォローとしてアンケートを発出した。 ・書面・押印・対面を前提とした業界慣行の更なる見直しに向け、各協会が策定した優先的に取り組む事務事項に沿って、金融機関による各種サービスや手続面におけるオンライン対応に関する進捗状況の確認を行い、利用者の利便性向上の観点も踏まえつつ、更なるオンライン対応を促した。 ・「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づく預貯金口座へのマイナンバーの付番等及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づく公的給付支給等口座の金融機関経由での登録に係る制度実施に向けて、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して、業務フローやシステム対応等に係る検討・準備を行った。 ・金融機関における従業員のマイナンバーカードの取得に加え、利活用についても促進するとともに、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るための取組を実施した。 ・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげた。
10	【横断的施策2】 サステナブルファイナンスの推進	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（75 百万円）、政府予算に計上された（31 百万円）。

			（気候変動リスクをはじめとする新たなリスクへの対応に必要な経費、サステナブルファイナンスの推進に必要な経費、サステナビリティ開示の充実の推進に必要な経費） ＜その他の反映状況＞ ○　改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（令和５年１月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表した（令和５年 12 月公表、令和６年３月最終更新）。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施した。 ○　有価証券報告書の記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、その結果等を公表した（令和６年３月公表）。 ○　国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）のサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項（S1 基準）及び気候関連開示基準（S2 基準）が５年６月に最終化されたことを受け、サステナビリティ基準委員会（ＳＳＢＪ）をはじめとする関係者と連携し、我が国のサステナビリティ関連情報が国際的な比較可能性をもち、資本市場からの信頼が得られるものとなるように取組を進めた。 ○　人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備や、サステナビリティ情報に対する第三者による保証等の国際的な基準開発の議論に積極的に参画・貢献するとともに、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方について、国際的な議論を踏まえ、検討を進めた。 ○　ファイナンスド・エミッションや削減貢献量等の指標のあり方を含む移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進め、積極的に国際発信を行った。 ○　中堅・中小企業の脱炭素を含む地域でのＧＸ投融資を促すため、地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援した。 ○　6年3月、世界全体のＧＸ実現に向け、地理的結びつきが強いアジアのＧＸ投資を推進するため、官民関係者が参画する協議体「アジアＧＸコンソーシアム」を設置した。 ○　サプライチェーンにおける　Ｓｃｏｐｅ3等のデータ整備の取組を関係省庁と連携し支援した。 ○　インパクト投資の「基本的指針（案）」（5年6月公表）について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行い、6年3月に最終化を行った。

			○　5年11月、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立、推進する観点から、投資家・金融機関、企業、自治体等の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げた。 ○　ＥＳＧ 評価・データ提供機関に対して、「行動規範」（4年12月公表）への賛同を促すほか、賛同・受入れ表明をしたＥＳＧ評価・データ提供機関のリストを公表した（6年1月公表）。 ○　本邦市場でのＧＸ・サステナビリティ投資商品のあり方について、関係者が対話を通じて基本的な認識共有を図ることを目的に、5年12月、「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を設置した。
11	【横断的施策3】 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（204 百万円）、政府予算に計上された（160 百万円）。※デジタル庁計上分を含む。 （金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費、自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費、通信回線） ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和6年度機構・定員要求を行った。 ○　サイバーセキュリティの検査・モニタリング強化のための体制整備：主任統括検査官1名 ○　サイバー安全保障分野における対応能力向上のための体制整備：特別検査官2名、専門検査官2名、金融証検査官2名 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。 ○　「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」などを検証し、見直しを実施した。 ○　関係機関と連携して実践的な訓練を実施（年1回、例年9月1日の「防災の日」に実施）することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証した。 ○　金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施した。 ○　金融機関等の業務継続計画の整備状況や業務継続体制の実効性等について、アンケートやヒアリング等を通じて検証した。 ○　災害の状況等に応じ、金融機関に対し金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応したほか、令和

			6年能登半島地震では、資金繰り支援の徹底等の要請や住宅ローン等の債務整理支援、金融機関の営業情報など、被災者にとって有益と考えられる情報の公表等を行った。 ○　平時において、 ・金融機関自体の災害時における業務継続体制（実効性のある業務継続計画）の策定・構築 ・災害後の金融機関における顧客等への柔軟かつ迅速な預貯金の払戻し、既存債務の返済猶予、緊急資金への対応、各種相談窓口の設置等の被災者支援を想定した対応体制の整備 を金融機関に促した。 ○　金融機関に対して、中小企業への強靭化対策パッケージの周知を含め、 取引先中小企業の事業継続力強化の取組を促した。 ○　サイバーリスクが引き続き金融セクターのトップリスクの一つであることを踏まえ、金融機関の規模・特性に応じ、検査を含めたモニタリング等により、我が国金融セクターのサイバーセキュリティの強化を図った。 ○　3メガバンクに対しては、サイバー攻撃の脅威動向及び海外大手金融機関における先進事例等を参考に、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証した。 ○　地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認した。 ○　金融庁・日本銀行において、地域金融機関等向けの点検票に基づく自己評価結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元することで、地域金融機関等の自主的なサイバーセキュリティの強化を促した。 ○　金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Ｄｅｌｔａ　Ｗａｌｌ Ⅷ）を実施し、参加金融機関に結果を還元した。 ○　金融機関のサイバーレジリエンスを強化するため、金融機関において実施したＴＬＰＴの結果を収集・分析した。 ○　ＣＥＧをはじめとする国際的な議論に引き続き参画し、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題につい

			て意見交換したとともに、サイバー攻撃に備えた主要国当局との連携強化を図った。 ○　利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を 担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、ディスカッション・ペーパーや監督指針に留意しつつ、金融機関とともにベストプラクティスを探求した。 ○　金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表した。 ○　金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構と連携した事業者支援や、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた主体的かつ継続的な支援等を行っていくよう促した。さらに、創業・起業等を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促した。 ○　金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報や、地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用促進を通じて、被災者の生活・事業の再建を支援した。
12	【横断的施策4】その他の横断的施策	引き続き推進	＜予算要求＞ 評価結果を踏まえ、令和 6 年度予算要求（要求内容は以下）を行い（408 百万円）、政府予算に計上された（330 百万円）。 （アジア等の金融インフラ整備支援事業、グローバル金融連携センター運営経費、国際開発金融機関協力経費、基幹インフラ審査等のための体制整備に必要な経費、継続的顧客管理に係る利用者の理解向上に必要な経費、過去の金融行政の知見の集積・活用に必要な経費、国際開発金融機関協力経費、新興国を対象にした金融行政研修に必要な経費、金融分野のマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策向上に必要な経費） ＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和 6 年度機構・定員要求を行った。 ○　金融分野のグローバル戦略強化のための体制整備：企画官 1 名、課長補佐 1 名、係長 1 名 ○　サイバーセキュリティ及び経済安全保障に関するモニ

			タリング強化のための体制整備：参事官（サイバーセキュリティ・経済安全保障担当）１名 ○　経済安全保障推進法における「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度」の審査体制の整備：経済安全保障専門官８名、課長補佐８名、係長８名 ○　為替取引分析業者に係る検査体制の整備：特別検査官１名、金融証券検査官１名 ○　庁内情報システムのクラウド化に向けた施策の推進体制整備：課長補佐１名、係長１名 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○　国際的なネットワークの強化 ・令和5年のG7では議長国として、金融分野の諸論点（暗号資産・ステーブルコイン、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンス、金融システムの強化）について、我が国の主要施策や経験を踏まえつつ、G7財務大臣・中央銀行総裁声明で取りまとめ、その後もこれらの課題に対する国際的な議論に貢献した。 ・令和5年11月6日～10日開催の保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）東京総会について、開催国として国際資本基準（ＩＣＳ）や自然災害に係るプロテクションギャップ等の議論を積極的に進めた。 ・アジア諸国等の当局者に対し、グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）による研修や二国間金融協力の会議を通じ、ネットワーク構築の一層の強化を図った。 ・令和6年3月にアジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを開催するなど、各国当局との政策対話を進め、トランジション・ファイナンスに係るアジア諸国との連携の強化に取組んだ。 ・海外当局や要人との意見交換・面会、監督カレッジや危機管理グループの会合開催により各国当局との連携を強化した。 ○　マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化 ・ＦＡＴＦ第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン対策等を強化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、利用者への周知、協力要請等の取組につき、金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携した。 ・金融機関に対して、リスクベースで、高リスク業態から順にマネロン対策等に関する検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の底上げを図った。また、金融機

			関のマネロン対策等に対する態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を行った。 ・取引時における制裁対象者等との照合や疑わしい取引の届出等の措置に係る金融機関等の履行体制を強化するため、マネロン対策等に係る共同システムの実用化に取組を進めた。 ・為替取引分析業については、適切な許可審査や監督を実施した。 ・各金融機関等におけるマネロン対策等の強化に当たっては、利用者に対して丁寧な説明を実施するよう引き続き促していくほか、業界団体等と連携した広報活動等を通じて、広く利用者の理解と協力を求めた。 ・「ＳＮＳで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（5年3月公表）等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を進めた。 ・ＦＡＴＦ政策企画部会での、クロスボーダー送金の透明性向上に関する検討や、信託の実質的支配者に関するＦＡＴＦ基準改訂を踏まえたガイダンスの改訂等の作業において、共同議長国として主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献した。 ・我が国議長下の5年Ｇ7財務大臣・中央銀行総裁声明で言及されている、ＦＡＴＦにおける暗号資産に関する取組（多くの法域で進捗に遅れが見られる勧告15の実施促進や、ＤｅＦｉや Ｐ2Ｐ取引を含む新たなリスクへの対応）に関し、関連部会の共同議長国としてリードした。 ○　規制・制度改革等の推進 ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度のあり方を積極的に検討した。 ○　事前確認制度の適切な運用 ・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図った。 ○　金融行政におけるＩＴの活用 ・当庁におけるデジタル・ガバメント中長期計画の推進 ✓　4年9月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活

			用（金融庁ネットワークシステムについて、業務サービスの利便性の向上及びセキュリティ対策の強靭化のため、ガバメントソリューションサービス（ＧＳＳ）への移行に向けた具体的な検討等）や各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等に取り組んだ。また、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、従来実施してきた情報セキュリティ管理態勢の点検・確認等の取組に加え、新しい技術の利用促進やクラウドの積極的利用の推進、より高い水準の情報セキュリティを確保するために関係規定の改定などを行った。さらに、金融庁全職員のＩＴ・セキュリティのリテラシー向上と専門性向上に取り組んだ。 ・金融庁の行政手続きの電子化 ✓ 金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、マイナンバーカードによる認証対応のためのシステム整備等の行政サービスの更なる利便性向上に資する取組を進めた。 ✓ 金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、6 年度に更改予定として、次期システムの設計・開発を着実に進めた。 ○ 経済安全保障上の対応 ・経済安全保障推進法の円滑な制度開始（6 年 5 月）に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、5 年 4 月に設置した「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話に努めた。
13	【金融庁の行政運営・組織の改革施策1】 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	引き続き推進	＜機構・定員要求＞ 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和 6 年度定員要求を行った。 ○ デジタル化の進展を踏まえた新たなデータ収集･管理の枠組み(共同データプラットフォーム)に関する体制整備:課長補佐 1 名、係長 1 名 ＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善） ・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に実施し、会議での議論を金融行政に反映した。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課

			題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保した。 ・第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげた。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進した。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施した。 ○　金融行政におけるデータ活用の高度化 ・2022 事務年度に日本銀行と連携して実施した、新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の実証実験結果を踏まえ、法人貸出明細等の高粒度データの段階的な定期収集を開始した。 ・個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靭性・脆弱性を的確に把握する観点から、企業財務の動向、金融機関による金融機能の発揮状況、株式・先物市場の動向等の分析を深化・充実させた。また、こうした分析結果を可視化・ツール化を進めた。 ・金融サービスの利用者から相談窓口に寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用した。 ・研修の実施や専門家による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組んだ。 ○　金融行政に関する情報発信の充実 ・情報発信強化と危機管理の観点から戦略的に取り組むアクションプランを検討した。検討結果のうち、情報発信強化に係る取組である、当庁公式Xの有効活用、ソーシャルリスニングを通じた当庁施策に関するＳＮＳ上の情報収集や分析結果の庁内への還元などについて先行実施した。 　また、法案等の当庁施策について、広報室と施策担当部局で連携し、メディア向け勉強会を開催した。 ・金融庁職員の広報に関する基礎リテラシーの向上を図るために民間企業から外部講師を招聘した勉強会を実施したほか、政府広報室等が主催する広報研修について庁内へ展開し、参加を促した。 ・海外向けの発信を要する施策（資産運用立国実現プラン、サステナブルファイナンスの取組等）について、英語版の特設ページをタイムリーに開設、公式X（英語アカウント）からイベントの告知や開催結果の投稿、外国メディア向け勉強会といった情報発信を実施した。

			○　総合政策機能の強化 ・令和 5 事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「2023 事務年度金融行政方針」を策定した。 ・庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図った。 ○　決済インフラの高度化・効率化等 ・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげた。 ○　財務局とのさらなる連携・協働の推進 ・モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、モニタリングのあり方について金融庁と財務局との間での率直な意見交換を更に進めることで、監督当局全体としての質の向上を図った。証券検査をはじめとする市場監視の分野においても、財務局との連携・協働に取り組んだ。 ・地域金融機関の事業者支援やガバナンス・人的資本等の重要な課題について、地域経済の情勢・構造も含め、地域金融機関の置かれた状況を踏まえた深度ある対話を行い、その結果得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有を一層進めた。 ・金融庁と財務局が実施する各種会議について、事前に会議内容や開催方針等に関する意見交換を行うなど、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努めた。
14	【金融庁の行政運営・組織の改革施策2】 検査・監督の質の向上	引き続き推進	＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○　令和5年6月、「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表した。また、「金融機関のＩＴガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を改訂した。 ○　検査等の実施に当たっては、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を図るために、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行った。 ○　日本銀行との連携強化については、令和3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づいて、金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向け、引き続き、検査・考査の実施先に関する計画調整や重要課題についての共同調査などの取組を進めた他、令和5年6月には「データ一元化の進捗と今後の進め

			方」を公表した。 ○　モニタリング業務を行う職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の更なる充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進した。また、モニタリング研修の実施に際して、対面形式のほか、オンライン形式でも実施するなど、効果的・効率的な研修を実施した。
15	【金融庁の行政運営・組織の改革3】 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	引き続き推進	＜その他の反映状況＞ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。 ○　職員の能力・資質の向上 ・職員の専門性向上に向け、個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者と職員との対話を着実に行うとともに、対話を通じて決定したキャリアパスの軸となる分野に応じた育成プログラムの実施を進めた。 ・現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保・育成に向けた対応策を実施するとともに、引き続き検討が必要な分野について議論を継続した。そうした専門性育成の前提となる、金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良の検討を進めた。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題・レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進めた。 ○　職員の主体性・自主性の重視 ・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、若手職員からの金融行政に関する政策提言の公募、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、運用の見直しを検討し、多くの職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを進めた。 ・政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益な知見を得るべく、講演会や勉強会を開催するなど、積極的な取組を引き続き行った。 ・職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内からポストの公募を行った。 ○　誰もがいきいきと働ける環境の整備 ・職員の子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフ

			ステージに応じた取組を進めた。 ・定型的な庶務業務の外部委託や、テレワークやオンライン会議を行いやすい環境の継続的な提供、ＲＰＡ化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現に向けた取組を進めた。 ・金融庁ネットワークシステムの刷新など、安全かつ効率的な業務遂行のための情報システムの整備を進めている。 ・幹部・課室長のマネジメント方針の職員への見える化や、360度評価、職員満足度調査等を実施するとともに、組織活性化に向けた取組状況を金融庁内で随時共有することや、マネジメントの手掛かりの提供等の支援を行った。 ・若手を含めて各職員が一層納得感や、やりがいを感じられるよう、より働きやすい職場環境・望ましい組織文化のあり方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、新しい課題やその解決方法もの探求しながら改革を進めた。

表4　規制を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト
（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html）参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	少額短期保険業者に関する経過措置の延長（令和5年6月30日公表）	廃止・休止又は中止	＜廃止・休止又は中止＞ 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、更なる経過措置の延長は行わないこととした。
2	少額短期保険業者に関する経過措置期間における保険引受上限金額（令和5年6月30日公表）	廃止・休止又は中止	＜廃止・休止又は中止＞ 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、更なる経過措置の延長は行わないこととした。
3	金融商品債務引受業の対象取引の拡大（令和5年6月30日公表）	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
4	取引所グループの業務範囲の柔軟化（令和5年6月30日公表）	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
5	上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備（法律）（令和5年6月30日公表）	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
6	上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備（政令）（令和5年6月30日公表）	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。
7	株式等の高速取引への対応（令和5年12月20日公表）	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適

			切に運用することとした。